

○ 環境影響評価条例

平成十年三月二十六日

宮城県条例第九号

改正 平成一〇年一月二二日条例第四六号

平成二四年一月二〇日条例第七八号

令和二年三月二四日条例第一六号

令和四年七月一二日条例第四〇号

環境影響評価条例をここに公布する。

環境影響評価条例

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 技術指針（第四条）

第二章の二 方法書作成前の手続（第四条の二）

第三章 第一種事業に係る環境影響評価その他の手続

第一節 第一種事業方法書の作成等（第五条—第十条）

第二節 環境影響評価の実施等（第十一条・第十二条）

第三節 第一種事業準備書（第十三条—第二十条）

第四節 第一種事業評価書（第二十一条—第二十四条）

第四章 第二種事業に係る環境影響評価その他の手続

第一節 第二種事業方法書の作成等（第二十五条—第二十七条）

第二節 環境影響評価の実施等（第二十八条・第二十九条）

第三節 第二種事業準備書（第三十条—第三十二条）

第四節 第二種事業評価書（第三十三条—第三十六条）

第五章 対象事業の内容の変更等（第三十七条—第四十条）

第六章 評価書の公告及び縦覧後の手続等（第四十一条—第四十六条）

第七章 環境影響評価技術審査会（第四十七条—第五十四条）

第八章 環境影響評価法の対象事業に係る手続（第五十五条・第五十五条の二）

第九章 雑則（第五十六条—第六十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、土地の形状の変更、工作物の設置等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価について県等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続、その事業に係る工事の着手後の手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを期し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「環境影響評価」とは、事業（一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）、工作物の設置等をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

2 この条例において「第一種事業」とは、次に掲げる事業であって、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。

一 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路の新設又は拡幅の事業

二 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川に関するダムの新築、堰^{せき}の新築及び改築の事業（以下この号において「ダム新築等事業」という。）並びに同法第八条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの

三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の建設及び改良の事業

四 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事の事業

五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場の設置並びにその構造及び規模の変更の事業

六 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）による公有水面の埋立て及び干拓の事業

七 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業

八 住宅団地造成事業（前号に掲げるものを除く。）

九 レクリエーション施設建設事業

十 工場・事業場用地造成事業（前各号及び次号に掲げるものを除く。）

十一 その他規則で定める事業

3 この条例において「第二種事業」とは、前項各号に掲げる事業であって、環境影響が第一種事業に準ずる程度に著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。

4 この条例において「対象事業」とは、第一種事業又は第二種事業をいう。

5 この条例（この章を除く。）において「事業者」とは、対象事業を実施しようとする者（委託に係る対象事業にあつては、その委託をしようとする者）、対象事業を実施している者（委託に係る対象事業にあつては、その委託をしている者）、対象事業を実施した者（委託に係る対象事業にあつては、その委託をした者）又は対象事業の工事の完了後において環境影響評価その他の手続の実施の引継ぎを受けた者をいう。

(県等の責務)

第三条 県、市町村、事業者及び県民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実

施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

第二章 技術指針

(技術指針)

第四条 知事は、既に得られている科学的知見に基づき、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定その他の環境影響評価を行うために必要な技術的事項に関する指針（以下「技術指針」という。）を定めるものとする。

- 2 技術指針については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。
- 3 知事は、技術指針を定め、又は改定しようとするときは、宮城県環境影響評価技術審査会（第三章から第六章までにおいて「技術審査会」という。）の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、技術指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表しなければならない。

第二章の二 方法書作成前の手続

(方法書作成前の手続)

第四条の二 事業者は、次条及び第二十五条の規定による環境影響評価方法書を作成する前に、知事及び事業に係る環境影響を受けるおそれのある市町村の長（第三項において「市町村長」という。）に対し、規則で定めるところにより作成した事業計画概要書（以下「概要書」という。）を送付しなければならない。

- 2 知事は、概要書の送付があったときは、法令（条例及び規則を含む。）の規定による免許、特許、許可、認可、承認その他の行為であって規則で定めるもの（以下「免許等」という。）のうち知事が所管する当該事業に係るものを行う者に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 事業者は、市町村長に環境の保全の見地からの意見を求めるとともに、規則で定める事項を協議しなければならない。
- 4 事業者は、前項の規定による協議の内容を踏まえ、規則で定めるところにより、地域住民に対し、概要書の記載事項を周知するとともに、環境の保全の見地からの意見を求めなければならない。

第三章 第一種事業に係る環境影響評価その他の手続

第一節 第一種事業方法書の作成等

(第一種事業方法書の作成)

第五条 事業者は、第一種事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「第一種事業方法書」という。）を作成しなければならない。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 第一種事業の目的及び内容
- 三 第一種事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
- 四 第一種事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあっては、第一種事業に係る環境影響評価の項目）

2 事業者は、前条第三項及び第四項の規定により徴した意見に配意した上で、第一種事業方法書を作成しなければならない。

(第一種事業方法書の送付等)

第六条 事業者は、第一種事業方法書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、第一種事業方法書及びこれを要約した書類（次項、次条及び第七条の二において「第一種事業要約書」という。）を送付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による第一種事業方法書及び第一種事業要約書の送付があったときは、免許等のうち、当該第一種事業に係るものを行う者に対し、規則で定めるところにより、環境影響評価が行われることとなった旨を通知するものとする。

(第一種事業方法書についての公告及び縦覧)

第七条 事業者は、第一種事業方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、第一種事業方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して一月間、第一種事業方法書及び第一種事業要約書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(第一種事業方法書についての説明会の開催等)

第七条の二 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第六条第一項に規定する地域内において、第一種事業方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第二項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第一種事業要約書の提供その他の方法により、第一種事業方法書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(第一種事業方法書についての意見書の提出)

第八条 第一種事業方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第七条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(第一種事業方法書についての意見の概要等の送付)

第九条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、知事及び第六条第一項に規定する地域を管轄する市町村長に対し、第七条の二第一項の規定により開催した方法書説明会の概要を記載した書面、前条第一項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類及び同項の意見書の写

しを送付しなければならない。

(第一種事業方法書についての知事等の意見)

第十条 知事は、前条の書類及び意見書の写しの送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、第一種事業方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、第一種事業方法書について前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第一項の場合において、知事は、前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類及び意見書の写しに記載された意見に配慮するものとする。

4 第一項の場合において、知事は、技術審査会の意見を聴くものとする。

第二節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第十一条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八条第一項の意見に配慮して第五条第四号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、第一種事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

(環境影響評価の実施)

第十二条 事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、第一種事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第三節 第一種事業準備書

(第一種事業準備書の作成)

第十三条 事業者は、前条の規定により第一種事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、規則で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「第一種事業準備書」という。）を作成しなければならない。

一 第五条第一号から第三号までに掲げる事項

二 第八条第一項の意見の概要

三 第十条第一項の知事の意見

四 前二号の意見についての事業者の見解

五 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

六 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）

ロ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）

ハ ロに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置

ニ 第一種事業に係る環境影響の総合的な評価

七 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所

(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(第一種事業準備書の送付等)

第十四条 事業者は、第一種事業準備書を作成したときは、知事及び第六条第一項の規則で定めるところにより第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第八条第一項及び第十条第一項の意見並びに第十二条の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第六条第一項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「第一種事業関係地域」という。）を管轄する市町村長（以下「第一種事業関係市町村長」という。）に対し、第一種事業準備書及びこれを要約した書類（次条において「第一種事業要約書」という。）を送付しなければならない。

2 事業者は、第一種事業関係地域を判断するに当たっては、規則で定めるところにより、知事と協議しなければならない。

(第一種事業準備書についての公告及び縦覧)

第十五条 事業者は、前条第一項の規定による送付を行った後、第一種事業準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、第一種事業準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して一月間、第一種事業準備書及び第一種事業要約書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(第一種事業準備書についての説明会の開催等)

第十六条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第一種事業関係地域内において、第一種事業準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「第一種事業準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、第一種事業関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、第一種事業関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第七条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が第一種事業準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十六条第二項において準用する第二項」と、「前条」とあるのは「第十五条」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第十六条第二項において準用する前三項」と読み替えるものとする。

(第一種事業準備書についての意見書の提出)

第十七条 第一種事業準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第十五条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(第一種事業準備書についての意見の概要等の送付)

第十八条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、知事及び第一種事業関係市町村長に対し、第十六条第一項の規定により開催した説明会の概要を記載した書面、前条第一項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類並びに同項の意見書の写しを送付しなければならない。

(第一種事業準備書についての公聴会の開催等)

第十九条 知事は、事業者に対し第十七条第一項の意見書の提出があった場合において、必要があるときは、公聴会を開いて、広く一般の意見を聴くことができる。

2 知事は、前項の規定により公聴会を開催したときは、聴いた意見の概要を記載した書類を事業者及び第一種事業関係市町村長に通知するものとする。

3 前二項に定めるもののほか、公聴会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(第一種事業準備書についての知事等の意見)

第二十条 知事は、第十八条の書類及び意見書の写しの送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、第一種事業準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 第十条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により知事が第一種事業準備書について意見を述べる場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前条に規定する市町村長」とあるのは「第一種事業関係市町村長」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十条第二項において準用する前項」と、「前条の書類及び意見書の写しに記載された意見」とあるのは「第十八条の書類及び意見書の写しに記載された意見並びに事業者の見解並びに第十九条第二項の意見」と読み替えるものとする。

第四節 第一種事業評価書

(第一種事業評価書の作成)

第二十一条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第十七条第一項の意見に配慮して第一種事業準備書の記載事項について検討を加え、環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「第一種事業評価書」という。）を、規則で定めるところにより作成しなければならない。

- 一 第十三条各号に掲げる事項
- 二 第十七条第一項の意見の概要
- 三 第十九条第二項の意見の概要
- 四 前条第一項の知事の意見
- 五 前三号の意見についての事業者の見解

(第一種事業評価書の送付)

第二十二条 事業者は、第一種事業評価書を作成したときは、知事及び第一種事業関係市町村長に対し、第一種事業評価書及びこれを要約した書類（次条において「第一種事業要約書」という。）を、規則で定める時期までに送付しなければならない。

(第一種事業評価書の公告及び縦覧)

第二十三条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、第一種事業評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して一月間、第一種事業評価書及び第一種事業要約書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(免許等に当たっての配慮等)

第二十四条 知事は、第一種事業評価書の送付があったときは、当該第一種事業評価書の事業に係る免許等を行う者に対し、第一種事業評価書を送付するものとする。

2 前項の場合において、知事は、当該免許等を行う者に対し、免許等の審査に際しては、第一種事業評価書の記載事項に基づいて、当該事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるよう要請するものとする。

第四章 第二種事業に係る環境影響評価その他の手続

第一節 第二種事業方法書の作成等

(第二種事業方法書の作成)

第二十五条 事業者は、第二種事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「第二種事業方法書」という。）を作成しなければならない。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 第二種事業の目的及び内容
- 三 第二種事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
- 四 第二種事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあっては、第二種事業に係る環境影響評価の項目）

2 事業者は、第四条の二第三項及び第四項の規定により徴した意見に配意した上で、第二種事業方法書を作成しなければならない。

(第二種事業方法書の送付等)

第二十六条 事業者は、第二種事業方法書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより第二種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、第二種事業方法書及びこれを要約した書類（次項及び次条において「第二種事業要約書」という。）を送付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による第二種事業方法書及び第二種事業要約書の送付があったときは、免許等のうち、当該第二種事業に係るものを行う者に対し、規則で定めるところにより、環境影響評価が行われることとなった旨を通知するものとする。

(第二種事業方法書についての知事等の意見)

第二十七条 知事は、第二種事業方法書及び第二種事業要約書の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、当該第二種事業方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、第二種事業方法書について前条第一項に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。
- 3 第一項の場合において、知事は、前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するものとする。
- 4 第一項の場合において、知事は、技術審査会の意見を聴くものとする。

第二節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第二十八条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案して、第二十五条第四号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、第二種事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

(環境影響評価の実施)

第二十九条 事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、第二種事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第三節 第二種事業準備書

(第二種事業準備書の作成)

第三十条 事業者は、前条の規定により第二種事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、規則で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「第二種事業準備書」という。）を作成しなければならない。

- 一 第二十五条第一号から第三号までに掲げる事項
 - 二 第二十七条第一項の知事の意見
 - 三 前号の意見についての事業者の見解
 - 四 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
 - 五 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの
 - イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）
 - ロ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）
 - ハ ロに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置
 - ニ 第二種事業に係る環境影響の総合的な評価
- 六 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(第二種事業準備書の送付等)

第三十一条 事業者は、第二種事業準備書を作成したときは、知事及び第二十六条第一項の規則で定めるところにより第二種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第二十七条第一項の意見及び第二十九条の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第二十六条第一項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「第二種事業関係地域」という。）を管轄する市町村長（以下「第二種事業関係市町村長」という。）に対し、第二種事業準備書及びこれを要約した書類（次条において「第二種事業要約書」という。）を送付しなければならない。

- 2 事業者は、第二種事業関係地域を判断するに当たっては、規則で定めるところにより、知事と協議しなければならない。

(第二種事業準備書についての公告及び縦覧)

第三十一条の二 事業者は、前条第一項の規定による送付を行った後、第二種事業準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、第二種事業準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して一月間、第二種事業準備書及び第二種事業要約書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(第二種事業準備書についての説明会の開催等)

第三十一条の三 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第二種事業関係地域内において、第二種事業準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「第二種事業準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、第二種事業関係地域内に第二種事業準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、第二種事業関係地域以外

の地域において開催することができる。

- 2 第七条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が第二種事業準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「第三十一条の三第二項において準用する第二項」と、「前条」とあるのは「第三十一条の二」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第三十一条の三第二項において準用する前三項」と読み替えるものとする。

(第二種事業準備書についての意見書の提出)

第三十一条の四 第二種事業準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第三十一条の二の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

- 2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(第二種事業準備書についての意見の概要等の送付)

第三十一条の五 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、知事及び第二種事業関係市町村長に対し、第三十一条の三第一項の規定により開催した説明会の概要を記載した書面、前条第一項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類並びに同項の意見書の写しを送付しなければならない。

(第二種事業準備書についての公聴会の開催等)

第三十一条の六 知事は、事業者に対し第三十一条の四第一項の意見書の提出があった場合において、必要があるときは、公聴会を開いて、広く一般の意見を聴くことができる。

- 2 知事は、前項の規定により公聴会を開催したときは、聴いた意見の概要を記載した書類を事業者及び第二種事業関係市町村長に通知するものとする。
- 3 前二項に定めるもののほか、公聴会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(第二種事業準備書についての知事等の意見)

第三十二条 知事は、第三十一条の五の書類及び意見書の写しの送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、第二種事業準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 第十条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により知事が第二種事業準備書について意見を述べる場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前条に規定する市町村長」とあるのは「第二種事業関係市町村長」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第三十二条第二項において準用する前項」と、「前条の書類及び意見書の写しに記載された意見」とあるのは「第三十一条の五の書類及び意見書の写しに記載された意見並びに事業者の見解並びに第三十一条の六第二項の意見」と読み替えるものとする。

第四節 第二種事業評価書

(第二種事業評価書の作成)

第三十三条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第三十一条の四第一項の意見に配慮して第二種事業準備書の記載事項について検討を加え、環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「第二種事業評価書」という。）を、規則で定めるところにより作成しなければならない。

- 一 第三十条各号に掲げる事項
- 二 前条第一項の知事の意見

三 前号の意見についての事業者の見解

(第二種事業評価書の送付)

第三十四条 事業者は、第二種事業評価書を作成したときは、知事及び第二種事業関係市町村長に対し、第二種事業評価書及びこれを要約した書類（次条において「第二種事業要約書」という。）を、規則で定める時期までに送付しなければならない。

(第二種事業評価書の公告及び縦覧)

第三十五条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、第二種事業評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して一月間、第二種事業評価書及び第二種事業要約書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(免許等に当たっての配慮等)

第三十六条 知事は、第二種事業評価書の送付があったときは、当該第二種事業評価書の事業に係る免許等を行う者に対し、第二種事業評価書を送付するものとする。

2 前項の場合において、知事は、当該免許等を行う者に対し、免許等の審査に際しては、第二種事業評価書の記載事項に基づいて、当該事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるよう要請するものとする。

第五章 対象事業の内容の変更等

(氏名等の変更の通知)

第三十七条 事業者は、第六条第一項又は第二十六条第一項の規定による第一種事業方法書又は第二種事業方法書の送付を行ってから第六章の規定による手続等を終了するまでの間に第五条第一号又は第二十五条第一号に掲げる事項を変更した場合には、規則で定めるところにより、その旨を知事及び第一種事業関係市町村長又は第二種事業関係市町村長に通知しなければならない。

(事業内容の変更の場合の環境影響評価その他の手続)

第三十八条 事業者は、第六条第一項又は第二十六条第一項の規定による第一種事業方法書又は第二種事業方法書の送付を行ってから当該第一種事業方法書又は第二種事業方法書に係る対象事業の工事が完了するまでの間に第五条第二号又は第二十五条第二号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更後の事業が第一種事業に該当するときは第五条から第九章まで、当該変更後の事業が第二種事業に該当するときは第二十五条から第九章までの規定によるそれぞれの環境影響評価その他の手続を経るとともに、規則で定めるところにより、知事及び第一種事業関係市町村長又は第二種事業関係市町村長に通知しなければならない。ただし、当該事項の変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更該当する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、第五条第二号に掲げる事項を変更する場合であって、当該変更後の事業が第二種事業に該当するときは、当該変更前の事業について行われた第一種事業に係る環境影響評価その他の手続については、第二種事業に係る環境影響評価その他の手続とみなすものとする。

3 前項の場合においては、事業者は、第一項ただし書の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、知事及び第一種事業関係市町村長又は第二種事業関係市町村長に通知しなければならない。

4 事業者は、第一項の規定により当該変更後の事業について環境影響評価その他の手続を経ることとした場合には、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(対象事業の廃止等)

第三十九条 事業者は、第六条第一項又は第二十六条第一項の規定による第一種事業方法書又は第二種事業方法書の送付を行ってから第六章の規定による手続等を終了するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、規則で定めるところにより、知事及び第一種事業関係市町村長又は第二種事業関係市町村長にその旨を通知し、及び公告しなければならない。

一 対象事業を実施しないこととしたとき。

二 第五条第二号又は第二十五条第二号に掲げる事項を変更した場合において当該変更後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。

三 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

四 対象事業の工事の完了後において環境影響評価その他の手続の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

3 前項の規定は、第一項第四号の場合について準用する。

(長期間未着手の場合の環境影響評価その他の手続の再実施)

第四十条 知事は、事業者が第一種事業評価書又は第二種事業評価書の公告の日から起算して五年を経過した日以後において対象事業の工事に着手する場合には、当該事業者に対し、当該対象事業について第三章又は第四章の規定による環境影響評価その他の手続の全部又は一部を行うよう求めることができる。

第六章 評価書の公告及び縦覧後の手続等

(対象事業の実施の制限)

第四十一条 事業者は、第二十三条又は第三十五条の規定による公告を行うまでは、対象事業(第三十八条第一項の規定による変更があった場合において当該変更後の事業が対象事業に該当するときは、当該変更後の事業)を実施してはならない。

2 前項の規定は、第二十三条又は第三十五条の規定による公告を行った後に第五条第二号又は第二十五条第二号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者(第三十八条第一項ただし書の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。)について準用する。この場合において、前項中「公告」とあるのは、「公告(第二十三条又は第三十五条の規定による公告を行い、かつ、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。)」と読み替えるものとする。

(事業者の環境の保全の配慮)

第四十二条 事業者は、第一種事業評価書又は第二種事業評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。

(工事の着手等の通知)

第四十三条 事業者は、対象事業の工事に着手し、又はその工事を完了した場合には、遅滞なく

その旨を知事及び第一種事業関係市町村長又は第二種事業関係市町村長に通知しなければならない。

(工事の着手後の調査報告書の作成等)

第四十四条 事業者は、第一種事業評価書又は第二種事業評価書に第十三条第六号ハ又は第三十条第五号ハに掲げる事項を記載した場合において、当該事項に係る対象事業の工事の着手後の調査を終えたときは、規則で定めるところにより、当該事項に係る調査報告書を作成し、知事及び第一種事業関係市町村長又は第二種事業関係市町村長に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による提出をしたときは、規則で定めるところにより、調査報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して一月間、調査報告書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(立入調査等)

第四十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、対象事業の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、対象事業を実施し、若しくは実施しようとしている区域に立ち入り、対象事業の実施状況を検査させ、若しくは対象事業の環境影響を調査させることができる。

2 知事は、前条第一項の規定による報告書の提出があったとき、又は前項の規定による報告を受けたとき、若しくは検査若しくは調査をさせたときは、その内容又は結果を検討し、環境の保全について更に適正に配慮する必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずることを求め、その結果について報告させることができる。

3 知事は、前項の規定により必要な措置を求めるに当たって、必要があると認めるときは、技術審査会の意見を聴くことができる。

4 第一項の規定により検査又は調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第一項の規定による検査又は調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告及び公表)

第四十六条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業者に対し、必要な勧告をすることができる。

一 虚偽の記載をした第一種事業方法書、第一種事業準備書若しくは第一種事業評価書又は第二種事業方法書、第二種事業準備書若しくは第二種事業評価書を提出したとき。

二 第四十条の規定により求められた環境影響評価その他の手続を実施しなかったとき。

三 第四十一条の規定に違反して対象事業を実施したとき。

四 虚偽の記載をした第四十四条第一項の調査報告書を提出したとき。

五 前条第一項の規定により求められた報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六 前条第二項の規定により求められた必要な措置を講じなかったとき。

七 前各号に掲げるもののほか、この条例に規定する手続の全部若しくは一部を実施しなかったとき、又は虚偽の記載をした書類を提出したとき。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、事業者が、正当な理由なく、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、事業者に弁明の機会を付与しなければならない。
- 4 知事は、第二項の規定による公表をしたときは、その内容を第一種事業関係市町村長又は第二種事業関係市町村長及び対象事業に係る免許等を行う者に通知するものとする。
- 5 知事は、事業者が第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、対象事業に係る免許等を行う者にその旨を通知するものとする。

第七章 環境影響評価技術審査会

(設置)

第四十七条 環境影響評価その他の手続等に関する技術的な事項を調査審議させるため、宮城県環境影響評価技術審査会（以下「技術審査会」という。）を置く。

(組織)

第四十八条 技術審査会は、委員十五人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第四十九条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第五十条 技術審査会に会長及び副会長一人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、技術審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五十一条 技術審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 技術審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 技術審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第五十二条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(専門委員)

第五十三条 技術審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 第四十八条第二項、第四十九条及び前条の規定は、専門委員について準用する。

(委任)

第五十四条 この章に定めるもののほか、技術審査会の運営に関し必要な事項は、会長が技術審査会に諮って定める。

第八章 環境影響評価法の対象事業に係る手続

(環境影響評価法に規定する知事の意見に係る手続)

第五十五条 知事は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三条

の七第一項、法第十条第一項及び第五項並びに法第二十条第一項及び第五項の規定による意見を述べようとする場合には、技術審査会の意見を聴くものとする。

- 2 第十九条第一項の規定は、知事が法第二十条第一項の規定による意見を述べようとする場合について準用する。この場合において、第十九条第一項中「第十七条第一項の意見書の提出」とあるのは、「環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第十八条第一項の意見書の提出」と読み替えるものとする。

（法対象事業着手後の手続）

第五十五条の二 法第三十八条の二第一項に規定する事業者（法第二条第四項に規定する対象事業のうち、県の区域内で実施されるものに係る者に限る。）は、法第三十八条の三第一項の規定により法第三十八条の二第一項に規定する報告書を公表したときは、速やかに知事及び法第十五条に規定する関係市町村長にこれを送付しなければならない。

第九章 雑則

（県等との連絡）

第五十六条 事業者は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は方法書説明会、第一種事業準備書説明会若しくは第二種事業準備書説明会の開催について、県及び関係する市町村と密接に連絡し、必要があると認めるときはこれに協力を求めることができる。

（手続の併合等）

第五十七条 一又は二以上の事業者が相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとするときは、これらの事業者は、これらの対象事業について、併せて第一種事業方法書、第一種事業準備書及び第一種事業評価書又は第二種事業方法書、第二種事業準備書及び第二種事業評価書（以下この条において「方法書等」という。）を作成することができる。

- 2 前項の場合において、次の各号に掲げる場合における経るべき環境影響評価その他の手続は、当該各号に定めるところによる。

一 二以上の第二種事業について併せて方法書等を作成した場合 第二種事業に係る手続

二 前号以外の場合 第一種事業に係る手続

（国等の特例）

第五十八条 国が行う対象事業又は特別の法律により設立された法人（国が出資しているものに限る。）がその業務として行う対象事業に関する環境影響評価その他の手続については、この条例の規定にかかわらず、知事が国又は当該法人と協議して定めるものとする。

（隣接する県等の区域が含まれる対象事業の特例）

第五十九条 対象事業に係る第一種事業関係地域又は第二種事業関係地域とすべき地域に本県の区域に属しない地域が含まれているときは、当該対象事業に係る環境影響評価その他の手続について、この条例の規定にかかわらず、知事が当該地域を管轄する県知事と協議して定めるものとする。

- 2 対象事業を実施しようとする地域に次条第一項の市町村の区域が含まれているときは、当該対象事業に係る環境影響評価その他の手続について、この条例の規定にかかわらず、知事が当該市町村の長と協議して定めるものとする。

（市町村の条例との関係）

第六十条 対象事業に関し、市町村の条例によりこの条例の規定による環境影響評価と同等以上の環境影響評価が行われると知事が認めるときは、当該対象事業に係る環境影響評価その他の

手続については、規則で定めるところにより、この条例の規定を適用しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の市町村の条例の施行の際、当該施行により新たに当該市町村の条例の対象となる事業であつて、現にこの条例に基づく環境影響評価その他の手続を行っている対象事業に係る当該施行後の環境影響評価その他の手続については、知事が当該市町村の長と協議して定めるものとする。

(調査研究)

第六十一条 県は、環境影響評価に必要な技術の向上を図るため、当該技術の調査及び研究並びに環境影響評価に関する情報及び資料の収集、整理及び提供に努めるものとする。

(適用除外)

第六十二条 この条例は、災害の復旧又は防止のために緊急に実施する必要があると知事が認める事業については、適用しない。

- 2 この条例の規定（第八章の規定を除く。）は、法に基づいて環境影響評価が行われる対象事業については、適用しない。

(電磁的記録による作成等)

第六十三条 事業者は、作成、保存、縦覧その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているものについては、規則で定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(委任)

第六十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法の施行の日から施行する。ただし、第一条、第二条、第四条及び第七章の規定は公布の日から、附則第六項の規定は平成十一年一月一日から施行する。

(施行の日＝平成一一年六月一二日)

(平一〇条例四六・一部改正)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業について、宮城県環境影響評価要綱（平成五年宮城県告示第八百五十七号。以下「要綱」という。）の定めるところに従つて次の各号に掲げる手続を経た事業については、それぞれ当該各号に定める手続を経た対象事業とみなす。この場合において、新たに対象事業となる要綱第二条第二項の別表第二に掲げる事業は、第二種事業に係る環境影響評価その他の手続を経るものとする。

一 要綱第九条第一項の規定による届出 第十一条又は第二十八条の規定による選定

二 要綱第十条第二項の規定による協議 第十四条第二項の規定による協議

三 要綱第十条第三項の規定による提出 第十四条第一項の規定による送付

四 要綱第十一条の規定による公告及び縦覧 第十五条の規定による公告及び縦覧

五 要綱第十二条第一項の規定による説明会の開催 第十六条第一項の規定による説明会の開催

六 要綱第十二条第二項の規定による通知及び周知 第十六条第二項の規定による公告

- 七 要綱第十二条第三項の周知 第十六条第四項の規定による周知
 - 八 要綱第十三条第一項の規定による提出 第十七条第一項の提出
 - 九 要綱第十三条第二項の規定による提出 第十八条の規定による送付
 - 十 要綱第十四条第二項の規定による協議 第三十一条第二項の規定による協議
 - 十一 要綱第十四条第三項の規定による提出 第三十一条第一項の規定による送付
 - 十二 要綱第十五条の規定による意見の聴取 第二十条第二項において準用する第十条第二項又は第三十二条第二項において準用する第二十七条第二項の規定による意見の聴取
 - 十三 要綱第十六条第二項の規定による意見の聴取 第二十条第二項において準用する第十条第四項又は第三十二条第二項において準用する第二十七条第四項の規定による意見の聴取
 - 十四 要綱第十六条第四項の規定による送付 第二十条第一項又は第三十二条第一項の規定による申述
 - 十五 要綱第十七条第二項の規定による提出 第二十二条の規定による送付
 - 十六 要綱第十八条の規定による送付 第二十四条第一項の規定による送付
 - 十七 要綱第十九条の規定による公告及び縦覧 第二十三条の規定による公告及び縦覧
 - 十八 要綱第二十条第二項の規定による提出 第三十四条の規定による送付
 - 十九 要綱第二十一条の規定による送付 第三十六条第一項の規定による送付
 - 二十 要綱第二十二条の規定による公表 第三十五条の規定による公告及び縦覧
 - 二十一 要綱第二十四条第二項の規定による要請 第二十四条第二項又は第三十六条第二項の規定による要請
 - 二十二 要綱第二十六条の規定による着手又は完了の届出 第四十三条の規定による着手又は完了の通知
 - 二十三 要綱第二十七条第一項の規定による報告の要求又は調査の実施 第四十五条第一項の規定による報告の要求又は検査若しくは調査の実施
 - 二十四 要綱第二十七条第二項の規定による指導 第四十五条第二項の規定による措置及び報告の要求
 - 二十五 要綱第二十八条第一項の規定による届出 第三十八条第一項又は第三項の規定による通知及び同条第四項の規定による公告
 - 二十六 要綱第二十九条第一項の規定による届出 第三十九条第一項の規定による通知（同項第一号又は第二号に掲げる場合に限る。）
 - 二十七 要綱第二十九条第二項の規定による公告 第三十九条第一項の規定による公告（同項第一号又は第二号に掲げる場合に限る。）
 - 二十八 要綱第三十条第一項の規定による届出 第三十九条第一項の規定による通知（同項第三号に掲げる場合に限る。）
 - 二十九 要綱第三十条第二項の規定による公告 第三十九条第一項の規定による公告（同項第三号に掲げる場合に限る。）
 - 三十 要綱第三十一条第一項の規定による勧告 第四十六条第一項の勧告
 - 三十一 要綱第三十一条第二項の規定による公表 第四十六条第二項の規定による公表
- 3 前項の規定によりこの条例の経手したものとなされる事業であつて、この条例の施行の際第六十条第一項の市町村の条例の適用を受けることとなるものに係る環境影響評価その他の手続については、同項の規定にかかわらず、知事が当該市町村の長と協議して定めるものとする。

- 4 この条例は、対象事業であって次に掲げるものについては、適用しない。
- 一 要綱附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされる事業のうち、同項に規定する環境影響評価が行われたもの
 - 二 要綱第二条第二項に規定する対象事業以外の対象事業であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六月を経過する日までに工事が着手されたもの（次号に掲げるものを除く。）
 - 三 土地区画整理法第二条第一項に規定する土地区画整理事業のうち要綱第二条第二項に規定する対象事業以外の対象事業であって、施行日から起算して六月を経過する日までに同法第四条第一項、第十四条第一項、第五十二条第一項、第六十六条第一項若しくは第七十一条の二第一項、住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）第四十一条第一項又は地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）第二十一条の二の規定による認可を受けたもの
（検討）
- 5 知事は、必要に応じこの条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。
（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 6 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
（東日本大震災復興特別区域法の特例）
- 7 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号。以下「復興特区法」という。）第七十二条第一項に規定する特定復興整備事業については、この条例の規定（第五十五条第一項の規定を除く。）は、適用しない。
（平二四条例七八・追加）
- 8 第五十五条第一項の規定は、知事が復興特区法第七十二条第六項の規定による意見を述べようとする場合について準用する。
（平二四条例七八・追加）
- 附 則（平成一〇年条例第四六号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成二四年条例第七八号）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第五十五条第一項の改正規定（「と
いう。」の次に「第三条の七第一項、法」を加える部分を除く。）及び附則に二項を加える
改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の環境影響評価条例（以下「新条例」という。）第七条、第十五条、第二十三条、第
三十五条又は第四十四条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行
う公告及び縦覧に係る新条例第五条第一項に規定する第一種事業方法書（以下「第一種事業方
法書」という。）及び新条例第六条に規定する第一種事業要約書、新条例第十三条第一項に規
定する第一種事業準備書（以下「第一種事業準備書」という。）及び新条例第十四条第一項に
規定する第一種事業要約書、新条例第二十一条第一項に規定する第一種事業評価書及び新条例

第二十二條に規定する第一種事業要約書、新條例第三十三條第一項に規定する第二種事業評価書及び新條例第三十四條に規定する第二種事業要約書又は新條例第四十四條第一項に規定する調査報告書について適用する。

- 3 新條例第七條の二（新條例第十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る第一種事業方法書又は第一種事業準備書について適用する。

附 則（令和二年條例第一六号）

この條例は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和四年條例第四〇号）

（施行期日）

- 1 この條例は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二條第二項の規定により対象事業となる事業であって、この條例の施行の日（以下「施行日」という。）前に同法第三條の四第一項又は同法第六條第一項の規定による送付があったものについては、この條例による改正後の環境影響評価條例（以下「新條例」という。）第五十五條の二の規定は、適用しない。

- 3 新條例の規定により環境影響評価の対象事業となる事業であって、施行日前に改正前の環境影響評価條例第六條第一項又は同條例第二十六條第一項の規定による送付があったものについては、新條例第二章の二、第三十一條の二から第三十一條の六まで及び第四十五條の規定は、適用しない。